

農用地利用計画変更調書添付書類等について

添付書類

① 土地の選定経過書

- ・住宅敷地については、土地の提供者の全ての土地について検討し、その結果を一覧表とし、あわせて図面提出（地番集成図）のこと
- ・その土地については、3ヶ所以上の土地について検討し、その結果を一覧表とし、あわせて図面提出（地番集成図）のこと

② 案内図、位置図、公図、土地利用計画図、平面図

- ・案内図はその変更地が分かるように記載のこと
- ・位置図、公図写は、変更部分を赤で表示すること。（×蛍光ペン）
- ・公図については周辺の土地の所有者、地目を表示すること
- ・土地利用計画図は建築物等の配置・進入路・上下水道及び雨水の経路・塀などを記載すること
- ・平面図は、建築物・工作物等の平面図・立面図

③ 登記事項証明書

- ・原本

④ 事業計画書

- ・事業の目的・必要性、面積の妥当性、他法令の手続き状況等について記載

⑤ その他

- ・資金計画書（収入：自己資金、借入金等 支出：造成費、建物建築費等）
- ・関係機関との打合せ経過書（いつ（日付及び時間）、どこで、誰と、何を打合せして、どのようなだったのか）
- ・住宅敷地の場合 本人の資産状況、本家の資産状況、家系図、戸籍謄本
- ・代理人が行う場合は委任状

注意事項

- ・申請人と土地所有者の印鑑は同一のものとならないこと。
- ・県事前協議の際に不足書類等を要求されることがあります。
- ・あらかじめ回答の際に保留となった場合は、県回答のあった日の翌日から起算して1年以内に再協議することができます（町経由で県に必着）具体的な対応は、保留理由を解消し文書で町に提出していただくこととなります。
- ・申出書の締め切りは、毎年度5・9・1月の末日（その日が休日の場合は、その前の平日まで）です。
- ・手続きの流れは、次のとおりです。
 1. 地元関係協議（一ヶ月）
 2. 町農業振興地域促進協議会（一ヶ月）
 3. 県事前協議（約二ヶ月間）
 4. 県事前協議回答後公告縦覧期間（30日間あわせて申出者に通知）
 5. 同異議申立期間（15日間）
 6. 県同意協議（異議申立期間終了後）
 7. 県回答後変更公告（あわせて申出者に通知。変更公告した日で農用地区域から除外となります）